

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九重町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

九重町長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>九重町では、地方税法に基づき、1月1日現在で九重町に土地・家屋・償却資産を所有している人に対し、その資産価値に応じた固定資産税額を課税し、徴収する。具体的には、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①固定資産税の賦課・更正・減免に関する事務 ②地方税法に基づく調査に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1. Acrocity固定資産税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. eLTAXシステム</p>

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1中16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16号</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	九重町役場 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	九重町役場 総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 菅原 篤	税務課長	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	九重町では、地方税法に基づき、1月1日現在で九重町に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税し、徴収する。具体的には、①取得や所有権移転、売買などによる登記簿の異動評価を実施 ②土地家屋の現地での調査。家屋については前年に取得・減少した償却資産について申請を受け付け ④土地家屋・償却(一品／申告書)の異動 ⑤土地家屋・償却それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦貫する ⑦課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑧口座振替などにより徴収	九重町では、地方税法に基づき、1月1日現在で九重町に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税し、徴収する。具体的には、以下の事務を課税し、徴収する。個人情報を取り扱う。 ①固定資産税の賦課・更正・減免に関する事務 ②地方税法に基づく調査に関する事務	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和2年6月30日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	1. Acrocity固定資産税番号連携サーバー、 2. MICJET番号連携サーバー、 3. 中間サーバー、 4. eTAXシステム	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 い人数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 い人数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出